

富士見町学生Uターン新生活応援支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、人口減少対策として、地域の担い手となる若者を確保するため、富士見町出身者で大学等への就学のため、奨学金等の就学支援を受けた学生がUターンし、再び富士見町で生活する者に対して、町の歓迎を表すとともに新たな生活を始めるために支援金を交付するものとし、その交付に関しては、富士見町補助金等交付規則（昭和51年富士見町規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 専修学校の専門課程、高等専門学校、短期大学、大学及び大学院をいう。
- (2) 富士見町出身者 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条の規定に基づく本町の住民基本台帳に記載されたことがある者
- (3) Uターン 富士見町出身者が、町外へ転出後、再び町内へ転入することをいう。
- (4) 奨学金等の就学支援 次に掲げるものをいう。
 - ア 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金（第一種奨学金及び第二種奨学金）
 - イ 母子・父子・寡婦福祉資金（修学資金）
 - ウ 生活福祉資金貸付制度（教育支援費）

(交付対象者)

第3条 支援金の交付を受けようとする者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 富士見町出身者で、平成29年4月1日以降に大学等に入学し卒業した後、第5条に規定する申請を5年以内に行う者で、引き続き住民登録している者又は卒業から5年以内にUターンし、住民登録する者
- (2) 奨学金等の就学支援を受け、交付申請時に返済額を100万円以上有している者
- (3) 富士見町に生活の本拠を置き、定住する意思をもって住民登録する者
- (4) 町税等の滞納がない者

(支援金の額)

第4条 支援金は、別表に定める額とし、交付は1回限りとする。

(交付の申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、富士見町学生Uターン新生活応援支援金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出するものとする。

- (1) 大学等の卒業証明書の写し
- (2) 奨学金等の就学支援の借入総額及び返還計画が分かる書類

(3) 奨学金等の残額が分かる証明書又は書類

(4) 奨学金等の就学支援の借入総額に支援対象外のものが含まれている場合は、その金額が分かる書類

(交付の決定)

第6条 町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、支援金の交付決定及び額の確定を行い、その旨を富士見町学生Uターン新生活応援支援金交付決定書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 交付決定しないと決定したときは、富士見町学生Uターン新生活応援支援金不交付決定書（様式第3号）を通知するものとする。

(支援金の請求及び交付)

第7条 前条第1項の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに富士見町学生Uターン新生活応援支援金請求書（様式第4号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の請求に基づき、速やかに支援金を交付するものとする。

(支援金の交付決定の取消し及び返還命令)

第8条 町長は、支援金の交付決定者が次のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付決定の取消し、既に支援金が交付されているときは、期限を定めて返還を命じることができる。

(1) 町長に提出する申請書の記載事項及び添付書類に虚偽があるとき。

(2) その他町長が不相当と認めるとき。

2 町長は、前項による交付決定の取り消した場合は、その旨を富士見町学生Uターン新生活応援支援金交付決定取消し通知書・返還命令書（様式第5号）を交付決定者に通知する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(富士見町故郷Uターン支援利子奨学金補助金交付要綱の廃止)

2 富士見町故郷Uターン支援利子奨学金補助金交付要綱（平成29年富士見町告示第2号）（以下「廃止前要綱」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の際現に廃止前要綱第6条の規定により利子補助金の交付決定を受けている者については、なおその効力を有する。

別表

申請時における奨学金等の就学支援の返済残高 (複数有る場合はその合計額)	支援金の額
100万円以上300万円未満	返済残高の1/10の額 (1万円未満の端数は切り捨てる)
300万円以上	30万円